

第19回接続委員会の議論を踏まえた質問事項

- ① 分岐単位接続料の設定について第19回接続委員会において示された各社の見解に対し、御社の見解・反論をお聞かせ願いたい。→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、J:COM、KDDI、関西ブロードバンド(DSL事業者協議会)

当社見解については以下従来の主張と変更ございません。
 本件については十分な検討・評価が必要と考えております。
 特に

- ・ 既に現行の接続料で事業者の創意工夫によりシェアを拡大している事業者があることは重要な事項と考えますので「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、設備競争への影響等に十分に留意することが適当」と合わせ、十分考慮いただきたいと考えております。

- ② 現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料の料金水準及び当該接続料が低廉化傾向にあることを踏まえれば、光配線区画の適正化を図り、1光配線区画あたりの世帯数を平均的な世帯数（NTT東日本：50世帯、NTT西日本：40世帯）並みに近づけることにより、接続事業者は一芯借りによりFTTHサービスのビジネスで採算を取ることも十分可能ではないかという趣旨の指摘がなされている点に関して、御社としてどのようにお考えであるかご教示頂きたい。→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、J:COM、KDDI、関西ブロードバンド(DSL事業者協議会)

賛同いたします。

既に一部事業者で実績もあり、かつ公平な競争環境が損なわれない現実的な方法と考えます。

- ③ 第18回接続委員会において、「接続事業者の希望する接続料水準は、現在のドライカッパ接続料を想定した、現行の加入光ファイバ接続料約3000円の半分というものであり、この料金水準であれば、1芯単位接続料であっても、配線ブロックの適正化により1配線ブロック当たりの戸数が60戸に近づけばビジネスとして成立し得る。また、配線ブロックの適正化が実現されるまでの時間を稼ぐために、他の手法を組み合わせるという考え方もあり得るのではないか。つまり、価格面で3000円を1500円にする方法は何かといった『考え方の転換』も必要となるのではないか。」という指摘がなされている点に関して、御社としてどのような見解をお持ちであるかご教示頂きたい。→NTT東西、ソフトバンク、イー・アクセス、ケイ・オプティコム、J:COM、KDDI、関西ブロードバンド(DSL事業者協議会)

『考え方の転換』は恣意的な価格設定による公正競争の阻害の危険性、乖離齟齬請求に伴う市場の混乱及び設備競争への影響等の懸念により結果的にブロードバンドの普及促進を減退させる危険性があるため反対します。

- ・ 「価格ありき」による恣意的な価格設定により公正競争が阻害される恐れ
- ・ 乖離齟齬請求による事後値上げに伴うお客さま及び事業者の混乱の恐れ（お客さまへの事後請求が困難な場合、事業者によっては、請求精算により事業の継続性が損なわれ、ひいてはお客さまに更なる混乱を与える恐れ）
- ・ 当社のようなアクセスラインを自ら持つ設備競争事業者にとって「設備競争への影響等に十分な留意」（光の道構想の取りまとめ）が図られない恐れ。